

鳥取県告示第328号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字浦富字坂ノ下3060の1、3060の2、字茶屋ノ木3061、3063の1、3065
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため